

秋田県告示第546号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第6項の規定により、次のとおり同条第5項の指導及び教育を行う児童福祉司の数を定めたので、公示する。

平成28年9月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 児童福祉法第13条第5項の指導及び教育を行う児童福祉司の数
 - (1) 北児童相談所 1名
 - (2) 中央児童相談所 2名
 - (3) 南児童相談所 1名
- 2 適用日 平成28年10月1日